

2010年11月19日 全10頁

相続税と所得税の二重課税容認へ？

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

年金型生保以外は対応の必要なしと、「最高裁判決研究会」が政府税調に報告

[要約]

- 11月9日の政府税制調査会にて、「最高裁判決研究会」の報告書が発表された。これは、年金型生保に対する相続税と所得税の二重課税問題について、最高裁判決の解釈を行い、相続税と所得税の課税取扱いについて（年金型生保以外の金融商品を含めて）論点整理したものである。
- 報告書では、最高裁判決により法令の解釈変更により実務上対応すべきものは相続税法24条によって評価がされている年金型死亡保険などに限定されると考えるのが相当とし、それ以外の金融商品については相続税と所得税の課税の取扱いは問題があるとはいえないとした。
- 報告書では、法で規定されているから相続税と所得税の二重課税は容認されるという形が取られている。だが、これは相続税と所得税のあり方に踏み込んだものとはなっていない。
- 民主党は政策集にて相続税の形態を「遺産課税方式」とする考え方を示しており、同じく遺産課税方式としている米国では相続税と所得税の二重課税は調整されている。今後、民主党の税制改正PTや政府税調などの場で本質的な議論がなされることが期待される。

[構成]

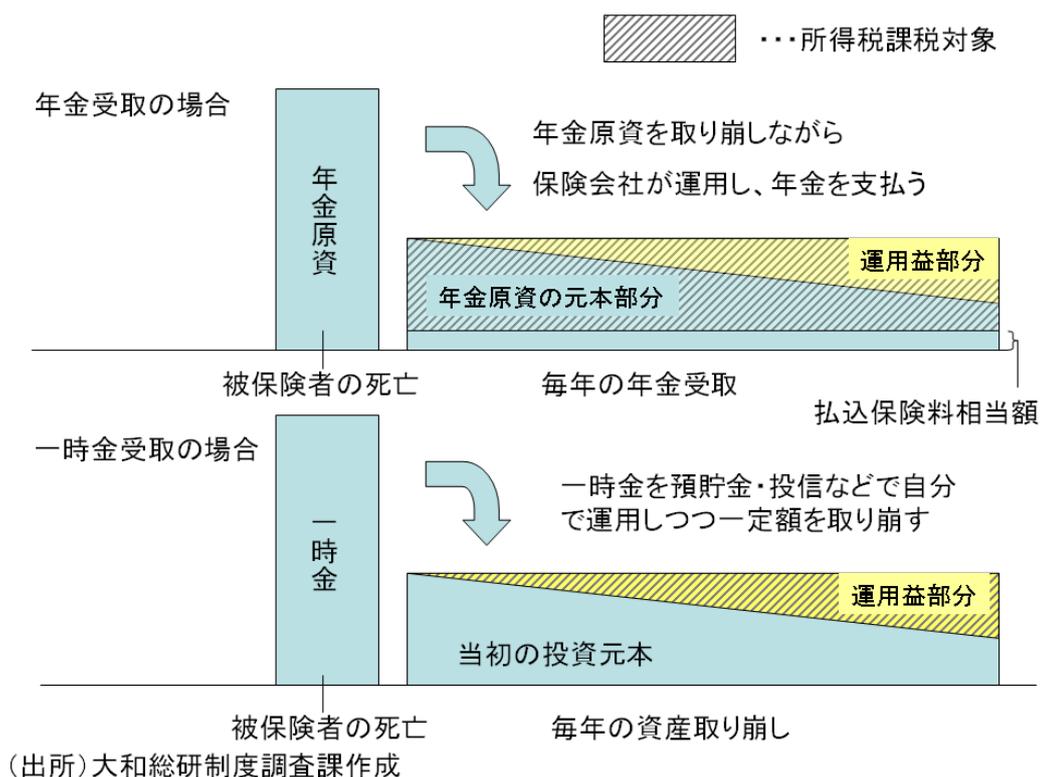
1. 年金型死亡保険の二重課税問題の概略
 - 1-1. これまでの課税取扱い
 - 1-2. 最高裁判決を受けた今後の課税取扱い
2. 他にもある相続税と所得税の二重課税
 - 2-1. 株式譲渡益
 - 2-2. 預貯金や公社債の経過利子、株式の配当期待権
3. 「最高裁判決研究会」の報告書
 - 3-1. 株式譲渡益
 - 3-2. 預貯金や公社債の経過利子、株式の配当期待権
4. 今後の検討に期待されること

1. 年金型死亡保険の二重課税問題の概略

1-1. これまでの課税取扱い

- 年金型死亡保険とは、被保険者が死亡した際に、遺族に死亡保険金が年金として支払われる生命保険である。「収入保障保険」という名称で呼ばれることもある。
- 死亡保険金を年金で受け取る場合、まず年金受給権が「みなし相続財産」となり相続税の課税対象となる（実際には、基礎控除や死亡保険金の非課税枠などにより、相続税が課税されないことが多い）。その後、実際に年金が支給される際には、年金受取額のうち「必要経費」を除いた額を「雑所得」として所得税が課税される取扱いとなっていた。もっとも、この所得税の取扱いについては、明確な税法上の規定がなかった。
- ここでの「必要経費」は、払い込まれた保険料の総額を元に算定される。このため、30代・40代などの若いうちに被保険者が死亡した場合などには、受け取る年金の大部分が所得税の課税対象となっていた。
- 死亡保険金を年金で受け取る場合と一時金で受け取る場合の所得税の課税の扱いを比較して図示すると、以下の図表1のようになる。
- 死亡保険金を年金で受け取る場合、保険会社が年金原資を運用しながら一定額ずつ取り崩し、年金を支払う形となる。この場合は、年金原資の元本部分（から払い込み保険料を除いた部分）と運用益部分の両方に対して所得税がかかる。
- 一方で、死亡保険金を一時金で受け取る場合は、遺族が一時金を預貯金や投資信託などで運用しつつ一定額を取り崩しながら生活することが考えられるが、この場合、預貯金や投資信託などの運用益には所得税が課税されるが、当然ながら元本部分に課税されることはない。死亡保険金を年金で受け取ると、一時金で受け取るよりも所得税の課税額が多くなり、税制上不利になっていたことがわかる。

図表1 死亡保険金（の運用益）に対するこれまでの所得税課税の取扱い



1-2. 年金型死亡保険の課税についての最高裁判決

- 年金型受給権に対するこれまでの課税関係は前述の通りであるが、所得税法9条¹には、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものとみなされるものを含む）」について所得税を課さないとし、相続税と所得税の二重課税を排する規定がある。
- このため、年金受給権は相続税法の規定によるみなし取得財産であることにより、年金受取時に前述の所得税の課税の扱いを所得税法9条の規定に反するものと納税者が主張して、訴訟が行われていた。
- 2010年7月6日に、最高裁判所第三小法廷は、年金で受け取る生命保険金について、初年度の受取金については所得税を課せないものとする判決を下した。
- 最高裁判決文では、以下の図表のロジックにより、所得税法9条の趣旨を、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値」について所得税を課さないものと解釈した。

図表2 最高裁判決における所得税法9条の解釈

所得税法9条1項16号(当時15号)

「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(A)」には所得税を課さない

「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(A)」とは、相続等により取得し又は取得したとみなされる財産そのものを指すのではなく、「当該財産の取得によりその者に帰属する所得(B)」を指すものと解される。

「当該財産の取得によりその者に帰属する所得(B)」とは、「当該財産の取得の時点における価額に相当する経済的価値(C)」にほかならず、これは「相続税又は贈与税の課税対象となるもの(D)」である。

したがって、9条1項16号の趣旨は、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値」(C・D)には所得税を課さないものとして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税の二重課税を排除したものであると解される。

(出所)最高裁判決文をもとに大和総研制度調査課作成

- その上で、最高裁判決では、相続税法における相続時の年金受給権の評価額(図表2のDに該当)は、「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額」に相当するとし、「したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの(筆者注:図表2のCに該当)ということができ、所得税法9条1項15号(筆者注:現行法では9条1項16号に該当)により所得税の課税対象とならないものというべきである」とした。
- このため、最高裁判決では、「本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課すことは許されないものというべきである」とした。

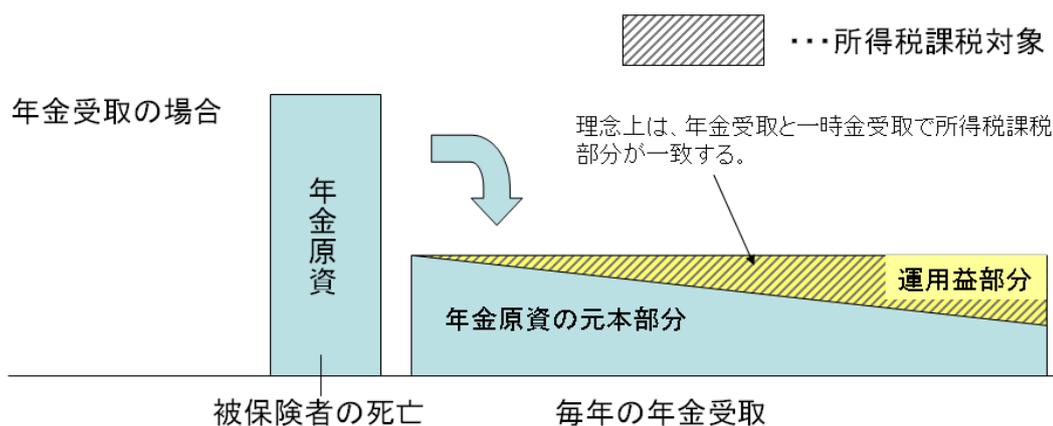
¹ 最高裁判決の係争事例の発生当時の相続税法上は9条1項15号に規定されていたが、現在は9条1項16号に規定されている。以下、同じ。

○この最高裁判決についての係争事例では、第1回目の年金の支給日が被相続人の死亡日となっており、相続発生の日と時期が一致していた。そのため第1回目の年金については（年金の支給額について現在割引する必要がなく）全額を被相続人死亡時の現在価値とし、所得税を課せないものとした。

1-3. 最高裁判決を受けた国税庁の対応

- この判決は、個別の係争事例に対する判決であり、他の保険契約に直接的に影響を及ぼすものではない。しかし、最高裁からこれまでの年金に対する課税が所得税法上の規定に反する取り扱いであると示されたものとなったため、10月20日に、国税庁は所得税法施行令および通達の改正により、課税の取扱いを変更した。
- 今後の取扱いとしては、相続時の相続税の課税対象となった年金原資の元本部分については、所得税を課さない取扱いとされる。すなわち、理念上は以下の図表3のように、運用益部分に対してのみ所得税が課されるようになる。
- これにより、理念上は死亡保険金を年金で受給する場合と一時金で受給する場合で公平に課税されるようになった。なお、最高裁判決では、2年目以降に受け取る年金に対する課税方法については判断を示していなかったが、国税庁は2年目以降に受け取る年金についても課税の取扱いを定めた²。

図表3 死亡保険金（の運用益）に対する今後の所得税課税の取扱い



※一時金受取の場合は、従来と同じ(図表1と同じ)

(出所) 大和総研制度調査課作成

2. 他にもある相続税と所得税の二重課税

○7月6日の最高裁判決で示された「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」について所得税法9条の規定により所得税の課税対象とならないものとする考え方を、年金型死亡保険の個別事例について示した。そして、10月20日に、国税庁は年金型死亡保険全般について、「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」について施行令や通達等の改正により所得税の課税対象としない扱いとし

² 実際の所得税の課税部分の計算方法については、拙稿「年金型死亡保険の課税取扱い変更の解説（理論編）」（2010年10月22日発表）を参照。

た。

○この考え方を、仮に年金型死亡保険のみならず相続資産全般に広げて考えると、広く相続税と所得税の二重課税の問題が浮かび上がる。

2-1. 株式譲渡益

○所得税法 60 条の規定では、相続等により取得した資産の取得価額は、被相続人の取得価額を引き継ぐものとしている。

○従って、相続により取得した上場株式を相続人が譲渡した際には、被相続人の取得価額と譲渡価額との差額に対して所得税が課税される。このうち、「被相続人の保有期間における株価上昇分」については、相続税の課税対象となっているため、「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」に対して所得税が課されている二重課税とも考えられる。

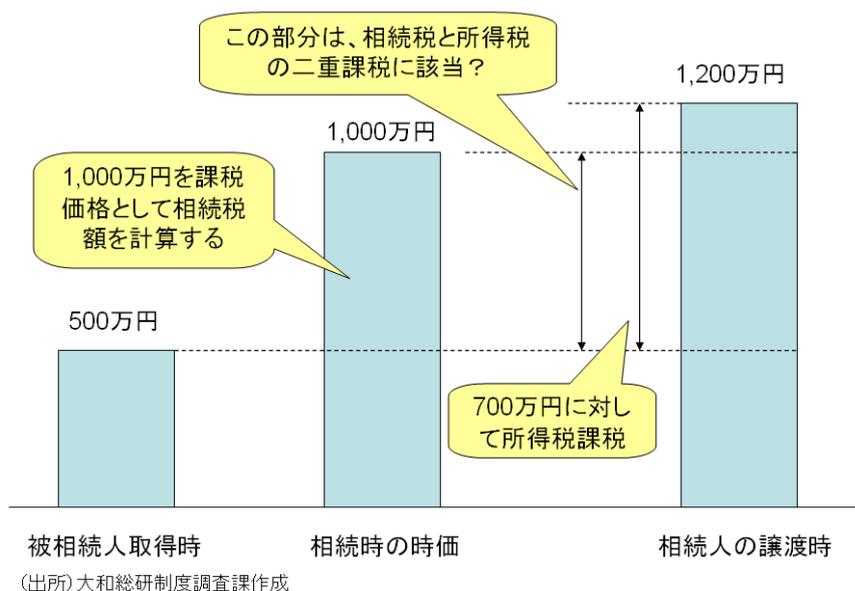
○以下、具体例を挙げて説明する。

○被相続人が 500 万円で取得した上場株式について、相続時の時価³は 1,000 万円であった。この場合、相続時の時価 1,000 万円を課税価格として相続税額が計算される。

○その後、相続人がこの上場株式を 1,200 万円で譲渡した場合、取得価額は被相続人の取得価額を引き継いだ 500 万円とされるため、700 万円の譲渡益に対して所得税（および住民税）が課税されることになる。

○この上場株式について、相続人が取得した後に値上がりした分は 200 万円であり、譲渡益として計算される 700 万円のうち 500 万円の部分については、「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」
とも考えられるのである。

図表 4 相続により取得した上場株式に対する相続税・所得税の課税の例



○もっとも、年金型死亡保険の場合と問題が異なるのは、株式譲渡益については、所得税法上に課税根拠

³ 次の①～④のうち最も低い価格とする。①相続等の日の最終価格、②相続等の日の属する月の毎日の最終価格の月平均額、③相続等の前月の毎日の最終価格の月平均額、④相続等の前々月の毎日の最終価格の月平均額。

が規定されている点にある（年金型死亡保険においては、所得税法上の明確な課税根拠が規定されていなかった）。

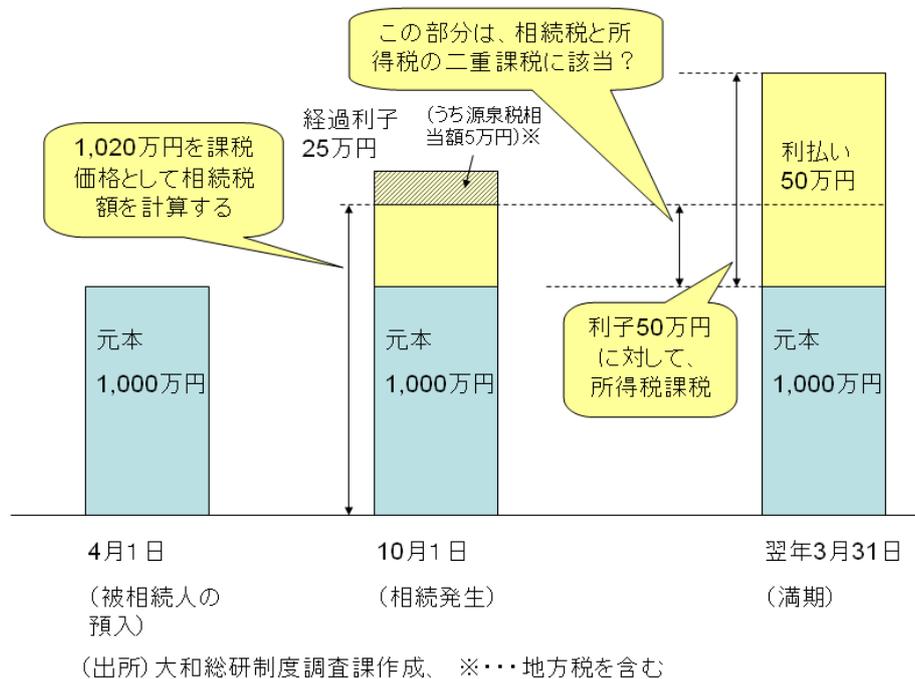
- 所得税法 9 条を、相続財産全般について広く「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」に対して所得税を課税しないという考え方として解釈すると、所得税法 60 条の規定との矛盾が生じうる。株式譲渡益における所得税と相続税の二重課税問題の解消については、（解消すべきとした場合は）法改正が必要となる。

2-2. 預貯金・公社債の経過利子、株式の配当期待権

- 預貯金や公社債についての相続時の財産評価は、相続税法基本通達 197-2, 203 などの規定により、元本の金額および「相続時における経過利子から源泉税相当額を控除した金額」とされる。
- 所得税法 23 条では利子所得とは「公社債および預貯金の利子」⁴に係る所得と規定されており、租税特別措置法 3 条では、国内居住者が受けるべき「利子所得」については税率 15% の分離課税が行われるものとしている（これに加えて、地方税法により税率 5% の分離課税が行われ、合計税率 20%）。この「国内居住者が受けるべき『利子所得』」については、法律上明確な規定はないが、被相続人が保有していた期間分（すなわち、相続人が保有していなかった期間分）の利子も含む扱いとなっている。
- 株式について、相続時において配当基準日から配当の効力発生日までの間にあるときは、「配当期待権」（相続後に受けると見込まれる配当予想額から当該源泉税相当額を控除した金額）についても相続財産として評価される。
- 所得税法 24 条では配当所得とは、「法人から受ける剰余金の配当に係るもの」と規定されている。この「配当所得」については、相続税法上の課税対象となった配当期待権の実現分を含むか含まないかという法律上の規定は特にないが、「配当所得」に含むという取扱いとなっている。
- 預貯金や公社債の経過利子、株式の配当期待権については、相続時において相続税の課税対象となるにもかかわらず、実際に利子や配当が支払われる際は、受け取った利子・配当の全額に対して所得税が課される扱いとなっている。
- 定期預金について、具体例を挙げて説明する（次ページの図表 5）。
- 被相続人は 4 月 1 日に、年利 5%・満期時利払いの 1 年定期預金として 1,000 万円を預け入れた。その後、10 月 1 日に相続が発生した。
- この場合、相続時の相続財産は元本 1,000 万円に、「相続時の経過利子 25 万円から源泉税相当額の 5 万円を控除した金額」の 20 万円を加えた 1,020 万円となる。
- 実際に、翌年 3 月 31 日に相続人がこの定期預金の利子を受け取る際には、利子 50 万円全額に対して所得税が課税される（地方税を合わせ税率 20% で、10 万円が課税される）。
- このとき、相続人が受け取る利子 50 万円のうち「相続時の経過利子 25 万円から源泉税相当額の 5 万円を控除した金額」の 20 万円については、「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」とも考えられる。

⁴ このほか、「合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配」も利子所得に含まれる。

図表 5 相続により取得した定期預金に対する相続税・所得税の課税の例



- 預貯金・公社債の経過利息と株式の配当期待権に対する相続税・所得税の二重課税問題については、所得税法上明確に課税根拠が示されていない点で、年金型死亡保険と同様の構図となっている。
- 所得税法 9 条を、相続財産全般について広く「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」に対して所得税を課税しないという考え方として解釈すると、預貯金・公社債の経過利息と株式の配当期待権については、政省令や通達等により所得税を課税しないという扱いとすることも可能とも考えられる。

3. 「最高裁判決研究会」の報告書

- 政府税制調査会は、年金型死亡保険の二重課税問題に対する対応及び、その他の金融商品についての課税の対応が必要か否か等を「最高裁判決研究会」に対して調査を依頼した。
- 「最高裁判決研究会」は、政府税制調査会の下部機関として正式に位置づけられているわけではないが、そのメンバーには専門家委員会のメンバーも含まれており、専門家委員会と同様に政府税制調査会に提言を行う機関と考えてよいだろう。
- 「最高裁判決研究会」は 11 月 9 日の政府税制調査会全体会合において、「『最高裁判決研究会』報告書」(以下、報告書)を発表した⁵。
- この報告書では、7 月 6 日の最高裁判決について「相続税法 24 条の解釈を軸に展開されていることに鑑みれば、同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる。したがって、法令の解釈変更により実務上対応すべきものは、同条によって評価がなされる相続財産(筆者注：年金型死亡保険など)に限定されると考えるのが相当である」としている。

⁵ 報告書の発表日付は政府税制調査会全体会合が開かれた 11 月 9 日よりも前の 10 月 22 日となっている。これは、報告書が全体会合に提出される前に、事前に非公開の企画会合などに提出されていたためと思われる。

- その上で、「相続税法 24 条に基づいて評価がなされる財産（筆者注：年金型死亡保険など）以外については本判決の直接の射程に含まれないが、この機会にこれらについても、現行の相続税と所得税の課税の考え方を整理することとしたい」としている。
- 以下、株式の譲渡益、預貯金・公社債の経過利子と株式の配当期待権に関する報告書の記述について述べる。

3-1. 株式譲渡益

- 報告書では、土地・株式等を相続した場合の、相続時点の含み益について課される所得税について、次のようにまとめている。

土地、株式等を相続した場合、相続税はその時価（被相続人の取得費＋相続時までの増価分）について課税される。被相続人の取得費は所得税法 60 条に基づき相続人に引き継がれることとされており、相続後に相続人が当該土地等を譲渡した場合には、取得費からの値上がり益に対して譲渡所得税が課される。この値上がり益には、資産の旧所有者（被相続人）の所有期間にかかる値上がり益部分も含まれているが、所得税法 60 条 1 項は、これに対して所得税を課すことを予定していると言える。

（出所）「『最高裁判決研究会』報告書」

- すなわち、報告書では、被相続人が取得したときから相続時までの増加分については、相続税と所得税が課されることになるが、この所得税の課税は元々所得税法 60 条により規定されていることであるから問題は無いということとした。

3-2. 預貯金・公社債の経過利子、株式の配当期待権

- 報告書では、預貯金・公社債の経過利子、株式の配当期待権について課される所得税について、次のようにまとめている。

満期前の定期預金を相続した場合、相続税は、（定期預金元本＋既経過利子－既経過利子に係る源泉所得税）に課税される。一方、定期預金の利子への課税は満期日にまとめて相続人から源泉徴収される。こうした現行税制に対しては、既経過利子分について二重課税が生じているのではないかとの議論がある。

また、配当基準日と株主総会の間に関連が発生する場合については、株式の配当期待権の価額（＝課税時期後に受けると見込まれる予想配当の金額－当該金額に係る源泉所得税額相当額）に相続税が課される一方、配当支払日に実際に受け取る配当については源泉所得課税がなされており、定期預金の利子と同様の議論がある。

定期預金の既経過利子分については、上述のとおり、これに係る源泉所得税額を控除した残額を課税ベースに含めて相続税を課すとともに、当該源泉所得税については、相続以降発生する利子にかかる源泉所得税とともに定期預金の満期日にまとめて相続人から源泉徴収されている。通達を含めたこうした取扱いは、被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置であって、しかも相続税の評価にあたって源泉所得税額を除くことによって相続時点で利子を受け取って所得税を支払った残額を相続した場合と同様の取扱いとなることから、必ずしも所得税法 9 条 1 項 16

号に抵触するものとは言えない。配当期待権に対する課税についても定期預金の既経過利子に対する課税と同様に考えられる。

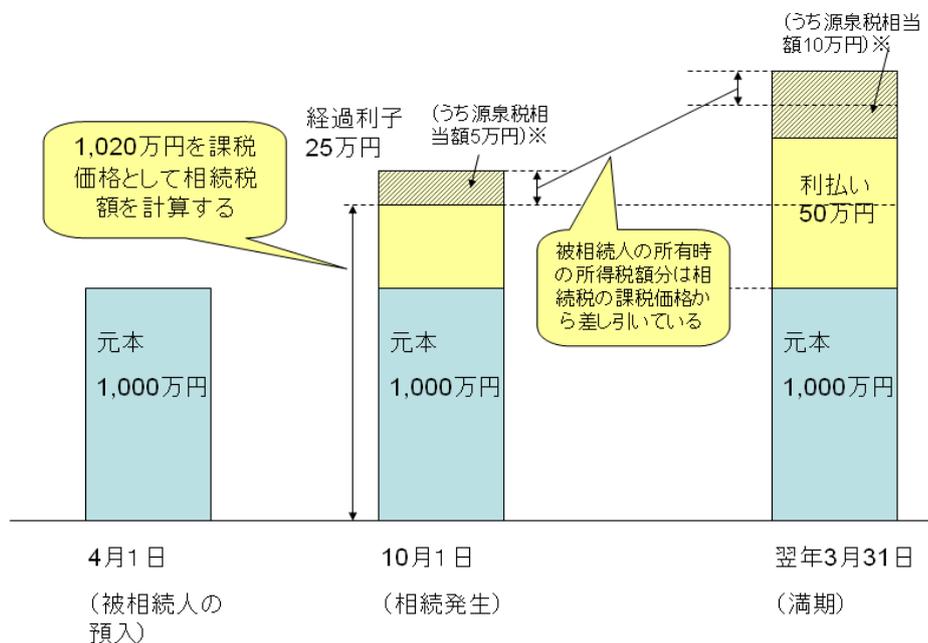
ただし、相続税・所得税の課税関係において上記①（筆者注：本レポート 3-1 に相当）に述べた土地・株式等の値上がり益と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、前者には所得税法 60 条 1 項という明文規定がおかれ、後者には明文の規定がないことで、今後、上記と同様な議論が生じ得ることを考慮すれば、この際、現行の取扱いについて、確認的な意味で立法的な手当てを講じておくことが望ましいものと考える。

（出所）「『最高裁判決研究会』報告書」、下線部筆者。

○報告書では、相続税の課税対象となった預貯金・公社債の経過利子、株式の配当期待権について所得税の課税対象とする取扱いについては、所得税法上の明文の規定はないものの、「被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置」であって、「必ずしも所得税法 9 条 1 項 16 号に抵触するものとは言えない」とした。その上で、「現行の取扱いについて、確認的な意味で立法的な手当てを講じておくことが望ましいものと考える」とした。

○これを図表 5 と同じ例にて図示すると、以下の図表 6 のようになる。

図表 6 相続により取得した定期預金に対する相続税・所得税の課税の例（最高裁判例研究会の考え方）



（出所）大和総研制度調査課作成、※…地方税を含む

○相続人が満期に利払いを受ける際には、被相続人の保有期間分の利子も含めて所得税 10 万円が課税される。このうち、被相続人の保有期間分の利子 5 万円については、相続時に相続税の課税価格から差し引いているのだから、問題はないとする考え方である。

○ただし、「相続税の課税価格」と「所得税の課税対象となる利子の金額」をシンプルに比較して考えれ

ば、7ページの図表5に示したように、経過利子25万円から源泉税相当額の5万円を除いた、20万円の部分については相続税と所得税の二重課税が行われているように思われるが、報告書ではこの問題には触れられていなかった。

- まとめると、相続税の課税対象となった預貯金・公社債の経過利子、株式の配当期待権について所得税の課税対象とする取扱いについては、報告書は、明文で規定することにより現状の二重課税を追認すべきとしているものと思われる。
- なお、11月16日に開催された政府税制調査会において、総務省・財務省側は「要望にない項目」として、相続税の課税対象となった定期預金の経過利子や配当期待権について、所得税を課税する現行の取扱いを法令上明確化する提案を出している。

4. 今後の検討に期待されること

- そもそも、所得税法9条が「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」に対して所得税を課税しないという考え方であるとするならば、所得税法60条による取得価額の引き継ぎのあり方を含めて、相続税と所得税の課税ベースはどうあるべきかという点についてまで掘り下げて考える必要があるだろう。
- 「最高裁判決研究会」の報告書では、相続税と所得税の課税ベースの問題について、相続税法24条で評価される年金型死亡保険等のみを対象に検討され、株式の譲渡益などは所得税法で課税するとされているから問題ないとされ、課税ベースのあり方そのものが議論されることはなかった。
- 民主党は、2009年7月に発表した「政策集 INDEX2009」などで相続税の課税方式について、現行の法定相続分課税方式から、遺産課税方式への転換を検討する考えを示している。遺産課税方式は、被相続人の遺産総額に対して累進課税する仕組みであり、被相続人の生前の所得税について精算するという意味合いを持つ。
- 相続税が「被相続人の生前の所得税の精算」であるという考えに立つならば、相続財産については、相続税を払うことによって所得税は払い済みになったものと考えられる。その上でさらに相続人の譲渡時に「相続税の課税対象となった財産」に対して所得税を課すならば、これは所得税を二度課税しているものといえる。
- 例えば、遺産課税方式を採用するアメリカにおいては、相続人は相続時の時価で資産を取得したものとして取扱うことで、相続税と所得税の二重課税を回避している⁶。
- 今後、政府税制調査会（及びその専門家委員会）、民主党税制改正PTなどの場において、所得税と相続税の課税のあり方について本質的な議論が展開されることが期待される。

⁶ 遺産税の適用を凍結している2010年は、被相続人の取得価額を引き継いでいる。しかし、2011年以降遺産税が復活すれば、再び、相続時の時価を取得価額とするものと思われる。